

平成30年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年4月10日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は34名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則 (欠席)
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一 (欠席)
16 番 鶴川 昌洋 (欠席)	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- ・報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願いについて
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画 (利用権の設定) について
- ・議案第 2 号 農用地利用集積計画 (利用権の移転) について
- ・議案第 3 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議案第 7 号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 中 村 敬一郎

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開 会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成30年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日、16番鶴川委員、33番徳田委員、34番日吉委員より欠席の届出の連絡があつてい
ます。従いまして、ただ今の出席委員は34名であります。よつて委員定数の過半数に達し
ておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に31番森委員、32番和佐野
委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。5頁まで計31件ございます。以上、
報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から31番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願ひします。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」を議題とします。事務局の説
明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 6頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。1件でございます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の報告を求めます。25番
石井委員。
- 25番 (石井委員) 説明します。耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫75.6㎡を移築するも
のです。用途地域は農用地区域外、農地区分は第1種農地です。以上、報告いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、異議なし。
- 議 長 次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求め
ます。
- 事務局 (松尾) 7頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告番号2番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもつて説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務
局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 8頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局及び担当課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
次に、議案第2号「農用地利用集積計画(利用権の移転)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (河辺) 議案書にて朗読。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から審議番号4番については、移転をする者、受ける者が、関連していますので一括にて説明を受けます。それでは、関連性も含めて、担当課の説明を求めます。

担当課 (内田) 議案書により説明。
議 長 担当課の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から審議番号4番までを一括議題とし、審議を行います。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から審議番号4番までを承認いたします。
次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 (寺岡) 12頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。28番宮本委員あっせん委員の推薦をお願いします。
28番 (宮本委員) 36番才田委員にお願いしたいと思います。
議 長 36番才田委員よろしいですか。
36番 (才田委員) はい、了解いたしました。
議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に28番宮本委員、36番才田委員を選任します。よろしくお願ひします。
次に13頁、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 13頁をお願いします。議案朗読をもって説明。17頁まで11件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。
4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。譲渡し人の労力不足により譲受人との間で売買にて話がついての申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。
- 2番 (松尾委員) 父、母から子供への贈与となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。
- 2番 (松尾委員) 審議番号3番について説明します。譲渡し人の離農により譲受人との間で話がまとまり贈与での申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。
- 20番 (羽野委員) 審議番号4番について説明します。譲渡し人の財産整理により譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
- 18番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲渡し人の労力不足によるもので譲受人と贈与にての申請です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
- 19番 (橋本委員) 審議番号6番について説明します。申請については、譲渡し人の経営縮小により譲受人で話がまとまり売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。
- 13番 (矢野委員) 審議番号7番について説明します。譲渡し人の経営縮小によるもので譲受人と話がまとまり売買での申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。次の、審議番号8番については、私が担当委員になっておりますので、議長を小嶋副会長と交代します。
(議長交代：会長 → 小嶋副会長)
- 議長 (小嶋副会長) 議長を交代しました。審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。37番森部委員。
- 37番 (森部委員) 審議番号8番について説明します。理由は、譲渡し人の労力不足によるもので譲受人と売買にての申請です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 (小嶋副会長) 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。それでは、議長を森部会長と交代します。
(議長交代：小嶋副会長 → 会長)
- 次に、審議番号9番ですが、11番徳永委員が関係いたしますので審議が終わるまで徳永委員には、退室をお願いいたします。(11番委員、退室後。)
それでは、担当委員の説明を求めます。26番西川委員。
- 26番 (西川委員) 審議番号9番について説明します。所有者の離農に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、贈与での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
- 14番 (古川委員) 審議番号10番について説明します。譲渡し人の離農により譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
14番 (古川委員) 審議番号11番について説明します。所有者は耕作不便により譲受人との間で
話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該
当しないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
次に議案第5号の審議に入ります前にビデオにて現地の説明を行います。
(ビデオ終了後)
議長 それでは、14時40分まで休憩いたします。

〈休憩 14:22～14:40〉

議長 それでは、会議を再開いたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請につい
て」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (松尾) 18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろし
くお願いします。
議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。8番窪山委員。
8番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。現在、息子の家で同居中のため、近くに自分
たち夫婦の自己用住居を建設するものです。雨水は既設の水路へ、生活排水は公共下水へ流
します。都市計画用途地域内第3種農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議
方よろしく申し上げます。
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。
17番 (大山委員) 審議番号2番について説明いたします。山間の農地で高齢でもあり耕作できな
いため、植林を行い山林として利用するものです。農用地区域外、第2種農地、その他の農
地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。
- 17番 (大山委員) 審議番号3番について説明いたします。山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するものです。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
次に、19頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 19頁をお願いします。議案朗読をもって説明。20頁まで6件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。
- 4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。7月5日豪雨災害により小石原川ダムの建設が遅れており、作業員増員により不足する駐車場とするものです。農用地区域外、第2種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。
- 4番 (山崎委員) 審議番号2番について説明します。お寺の来客用駐車場が不足しているため、隣接地を駐車場として整備するものです。農用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。
- 12番 (高着委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、住宅への転用。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。

10番 (釜堀委員) 申請目的は、太陽光発電設備を整備し、売電収入を得るものです。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。

25番 (石井委員) 審議番号6番について説明します。転用の目的、住宅への転用。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、21頁、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。事務局。

事務局 (寺岡) 21頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) ありません。

議長 24番原田委員。

24番 (原田委員) ありません。

議長 32番和佐野委員。

32番 (和佐野委員) ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

2 番松尾委員。

2 番 議 長 (松尾委員) ありません。

2 4 番原田委員。

2 4 番 議 長 (原田委員) ありません。

3 2 番和佐野委員。

3 2 番 議 長 (和佐野委員) ありません。

審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。

次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

2 番松尾委員。

2 番 議 長 (松尾委員) ありません。

2 4 番原田委員。

2 4 番 議 長 (原田委員) ありません。

3 2 番和佐野委員。

3 2 番 議 長 (和佐野委員) ありません。

審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。

次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

2 番松尾委員。

2 番 議 長 (松尾委員) ありません。

2 4 番原田委員。

2 4 番 議 長 (原田委員) ありません。

3 2 番和佐野委員。

3 2 番 議 長 (和佐野委員) ありません。

審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認といたします。

次に 2 2 頁、審議番号 5 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 5 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

1 3 番矢野委員。

13番 (矢野委員) ありません。
議長 25番石井森委員。
25番 (石井委員) ありません。
議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
28番宮本委員。
28番 (宮本委員) ありません。
議長 36番才田委員。
36番 (才田委員) ありません。
議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。
2番 (松尾委員) ありません。
議長 24番原田委員。
24番 (原田委員) ありません。
議長 32番和佐野委員。
32番 (和佐野委員) ありません。
議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。
2番 (松尾委員) ありません。
議長 24番原田委員。
24番 (原田委員) ありません。
議長 32番和佐野委員。
32番 (和佐野委員) ありません。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号9番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
31番森委員。
31番 (森委員) ありません。
議長 32番和佐野委員。
32番 (和佐野委員) ありません。
議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号10番について、あっせん委員の補足説明を求めます。7番井上委員。
7番 (井上委員) ありません。
議長 10番釜堀委員。
10番 (釜堀委員) ありません。
議長 22番田子森委員。
22番 (田子森委員) ありません。
議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。
次に、23頁、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号11番について、あっせん委員の補足説明を求めます。7番井上委員。
7番 (井上委員) ありません。
議長 10番釜堀委員。
10番 (釜堀委員) ありません。
議長 22番田子森委員。
22番 (田子森委員) ありません。
議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求め

ます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。

次に、審議番号12番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長

(寺岡)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。審議番号12番について、あっせん委員の補足説明を求めます。3番田中委員。

3番
議 長

(田中委員)ありません。

6番櫻木委員。

6番
議 長

(櫻木委員)ありません。

審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号12番は承認といたします。

次に、審議番号13番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長

(寺岡)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。審議番号13番について、あっせん委員の補足説明を求めます。13番矢野委員。

13番
議 長

(矢野委員)ありません。

25番石井森委員。

25番
議 長

(石井委員)ありません。

審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号13番は承認といたします。

次に、審議番号14番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長

(寺岡)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。審議番号14番について、あっせん委員の補足説明を求めます。13番矢野委員。

13番
議 長

(矢野委員)ありません。

25番石井森委員。

25番
議 長

(石井委員)ありません。

審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号14番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号14番は承認といたします。

次に、審議番号15番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長

(寺岡)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。審議番号15番について、あっせん委員の補足説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) ありません。
議長 25番石井森委員。
25番 (石井委員) ありません。
議長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号15番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号15番は承認いたします。
次に、24頁、審議番号16番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号16番について、あっせん委員の補足説明を求めます。26番西川委員。
26番 (西川委員) ありません。
議長 審議番号16番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号16番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号16番は承認いたします。
次に、審議番号17番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号17番について、あっせん委員の補足説明を求めます。14番古川委員。
14番 (古川委員) ありません。
議長 21番伊藤委員。
21番 (伊藤委員) ありません。
議長 審議番号17番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号17番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号17番は承認いたします。
以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:18)